

一般社団法人医療人材国際交流協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人医療人材国際交流協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都福生市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、外国人医療人材に対する諸支援を通して、日本国内の医療人材の数と質の確保を図り医療機関等の人材ニーズに応えるとともに、外国の医療人材が日本の医療技術や医療ホスピタリティを修得する道を拓き、もって医療人材の育成と国際交流に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人医療人材を対象とした奨学金及び諸貸付制度の創設、運営、管理事業
- (2) 外国人医療人材を対象とした教育事業
- (3) 外国人医療人材を対象とした生活支援、就業支援事業
- (4) 外国人医療人材への日本の医療技術および医療ホスピタリティ等の修得支援
- (5) 外国人医療人材及び海外の医療人材養成機関との交流
- (6) 海外の医療人材養成機関への日本語講師の紹介・派遣、および教材等の提供
- (7) 有料職業紹介事業
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員等

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第5条の2 社員は、別に定めるところにより、入会金及びその加入した口数に応じた額の会費その他の金員を拠出し、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(任意退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の資格の喪失等)

第7条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費等を半年間滞納した場合。

第3章 社員総会

(定時社員総会)

第8条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(臨時社員総会)

第8条の2 社員総会は、前条に定める定時社員総会以外に、必要な都度開催することができる。

(権限)

第8条の3 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 第5条の2の会費等の額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併及び解散
- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(成立)

第9条の2 社員総会は、議決権の過半数の出席で成立する。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故がある場合には、当該社員総会に出席した理事又は社員の中から議長を選出する。

(議決権の数)

第10条の2 社員は、別に定めるところにより、加入した口数と同数の議決権を有する。

(決議)

第10条の3 社員総会の決議は、出席した議決権の過半数をもって行う。

(特別決議)

第10条の4 次に掲げる決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) その他法令が定めた事項

(表決権の委任)

第10条の5 社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第11条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員設置)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(代表理事)

第13条 理事のうち1名を代表理事とし、理事会の決議によって定める。

(任期等)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事の再任については、これを妨げない。

第4章の2 理事会

(理事会の設置)

第14条の2 当法人に、理事会を置く。

(権限)

第14条の3 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第14条の4 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 前項の招集通知は、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。

3 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第14条の5 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第14条の6 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(職務執行状況の報告)

第14条の7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第14条の8 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、前条の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第14条の9 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第15条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第16条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第17条 当法人は、剰余金は法人内に留保し、その分配を行わない。

(残余財産)

第18条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第7章 附則

(設立時社員)

第19条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

埼玉県入間市豊岡一丁目13番3号

設立時社員 原田雅義

東京都福生市武蔵野台一丁目5番地10

設立時社員 畢煜

(設立時代表理事)

第20条 設立時代表理事1名を、設立時理事の互選によって定める。

(設立当初の理事の任期)

第21条 設立当初の理事の任期は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(法令の準拠)

第22条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

平成25年 7月29日 制定

平成25年 7月31日 法人成立

平成25年11月25日 改定

平成29年 5月31日 改定